



大阪高裁総第1345号

平成30年1月5日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 井上弘通



司法行政文書開示通知書

平成29年11月9日付け（同月10日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

契約書（片面で15枚）

2 開示しないこととした部分及びその理由

1の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（社印）及び公にすると警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び同条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付



契 約 書

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎入庁検査業務（以下「業務」という。）に関し、発注者大阪高等裁判所（以下「発注者」という。）及び株式会社セノン（以下「受注者」という。）とは、次の条項により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、契約金額等）

第1条 業務の名称、履行期間及び契約金額は次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎入庁検査業務
- (2) 履行期間 平成30年1月9日から平成30年3月31日まで
- (3) 契約金額 金22,226,400円

（うち消費税及び地方消費税相当額金1,646,400円）

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容）

第3条 受注者は、この契約及び関係法令に基づいて、別紙第1の仕様書の業務を行うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずに、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務の監督）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の審査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

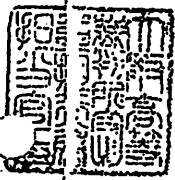
2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（検査）

第7条 受注者は、毎月の業務を完了（一部完了を含む。）した場合には、書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。ただし、本通知は、月の最終日の報告書の提出によって代えることができる。

2 発注者は、前項の通知を受理した日から起算して10日以内に、発注者が定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務を完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。



4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、業務を分割して行う場合においては、その都度、前各項に準じた取扱をするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、1箇月ごとに別紙第2の金額表に基づいた金額の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては契約金額のうち当該業務に対応する金額に対して年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額が100円未満である場合には、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第7条第2項及び第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、この業務の遂行に際し知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(危険負担等)

第12条 業務の履行により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 受注者は、業務の遂行その他の行為により、発注者に損害（部品等の瑕疵を原因として生じた損害を含む。）を与えた場合には、発注者の損害賠償請求に応じなければならない。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙第1の仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約の条項又は別紙第1の仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を履行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(契約解除にかかる違約金)

第15条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指示する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第51条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定

に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団の排除）

第18条 暴力団排除に関する特約条項は別紙第3のとおりとする。

（紛争の解決）

第19条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関し発注者及び受注者で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第20条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成29年11月24日

発注者

大阪市北区西天満二丁目1番10号

大阪高等裁判所

支出負担行為担当官

大阪高等裁判所事務局長 井上直



受注者

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

株式会社セノン

代表取締役

小谷野宗靖

上記代理人

大阪市北区中之島三丁目3番3号

中之島三井ビルディング20階

株式会社セノン大阪支社

支社長

河村康弘



(別紙第1)

仕様書

この仕様書は、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎入庁検査業務に関する業務委託契約の内容について定めるものである。

第1 業務の名称

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎入庁検査業務

第2 業務の場所

大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎内（以下「合同庁舎」という。）

所在地 大阪市北区西天満二丁目1番10号

第3 業務の期間

平成30年1月9日から平成30年3月31日まで

ただし、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。

第4 警備等業者の要件

- 1 警備業法第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受け、警備業法及び関係諸法令を厳守していること。
- 2 派遣する警備員等が事故等の理由により警備業務等に従事できなくなった場合は、速やかに代替要員の確保が行える体制を有すること。
- 3 過去3年間に都道府県公安委員会により営業停止命令を受けたことがないこと。

第5 人員配置業務時間等

警備員の配置場所は別紙第1の本館、別館及び新館の各[]とし（詳細は、契約締結後に発注者が指定する。ただし、必要に応じて発注者の指示により配置場所を変更する場合がある。）、業務時間及び配置ポストの詳細は別紙第2のとおりとする。

第6 業務内容

受注者は、発注者及び監督職員の指示並びに契約締結後に別途交付する実施要領等に従い以下の業務を行う。

なお、受注者側で対応できない問題が生じた場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示に従う。

1 来庁者の振分け

[]


2 要検査者の誘導

[]

3 手荷物検査

(1) []

(2) []



4 身体検査

(1) 

(2) 


(3) 

5 その他本業務において必要な事項については、実施要領のほか、発注者及び監督職員の指示に従うものとする。

6 検査の実施に必要な次の物品は、発注者の責任において準備する。

(1) 

(2) 

(3) テーブル、いす、パーテーションポール、コーン及びコーンバー

(4) 荷物用トレイ及びかご、手荷物預かり札、預かり荷物用保管庫

7 検査の実施に当たり、6以外の物品が必要となった場合は、受注者は、発注者と別途協議すること。

第7. 警備員

1 本業務に従事する警備員は、身体強健かつ明朗快活な者で、業務内容や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実に行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

また、警備員は、職員及び来庁者に対し懇切丁寧に対応し、粗暴な態度があってはならない。

2. 警備員名簿の作成

受注者は、あらかじめ次の(1)の事項を記載した警備員名簿及び警備実施計画書を作成し、(2)記載の書面を添付して発注者に提出し、その承認を受ける。

なお、名簿の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに新しい名簿を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 名簿記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 資格

エ 業務に関係のある経験及び技能

(2) 添付書面

ア (1)にかかる項目を記載した経歴書 (顔写真添付)

イ 免状等各種資格を証する書面の写し

発注者は、受注者が提出した警備員名簿について、承認できない場合は、書面によりその理由を示し、受注者に再度の選考を求めることができる。

3 服装等

全ての警備員は、警備業法第16第2項に基づき公安委員会に届け出た制服、制帽等及び白手袋を着用して業務に従事しなければならない。

また、業務に従事している間は、受注者の発行する身分証明書を常時携帯させるとともに、発注者及び監督職員等の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならないものとする。

4 業務責任者

(1) 受注者は、警備員の中からその警備を統括できる業務責任者（以下「責任者」という。）1名を定め、発注者に書面で通知し、次の業務を行わせるものとする。

なお、責任者の変更の際には、2の手續を準用する。

ア 警備員の勤務態度、応対等についての指導、監督

イ 警備状況についての報告

ウ 監督職員等との連絡調整及び協議

(2) 責任者は、警備業法第23条及び警備員等の検定等に関する規則第2条に定める施設警備業務検定1級の資格を有する者とする。

(3) 受注者は、責任者の代行者を、順位を付して2名定め、発注者に書面で通知する。
なお、代行者は、(2)の資格を有するものとし、その変更については、2の手續を準用する。

5 班長

(1) 受注者は、①本館、②別館及び③新館それぞれに配置する警備員の中から、責任者とは別に①から③のそれぞれを統括できる班長（以下「班長」という。）を各1名定め、発注者に書面で通知するものとする。

なお、班長の変更の際には、2の手續を準用する。

(2) 班長は、警備業法23条及び警備員の検定等に関する規則第2条に定める施設警備業務検定2級の資格を有する者とする。

6 一般警備員

一般警備員は施設警備にかかる実務経験半年以上程度の者とする。

7 女性警備員

受注者は、①本館、②別館及び③新館それぞれに女性警備員を1名以上配置しなければならない。

8 []による検査担当者

受注者は、①本館、②別館及び③新館それぞれの []については、同業務に習熟した警備員を配置しなければならない。

9 報告書等の作成及び提出

責任者又はその代行者は、発注者に対して、業務日毎に別途発注者が定める様式による報告書を作成して、翌日の午前9時15分までに提出しなければならない。

ただし、報告書提出日が休日となる場合は、翌開庁日に提出する。

また、責任者又はその代行者は、業務の状況について、必要に応じて監督職員等に書面又は口頭により報告しなければならない。

10 風紀及び規律の維持等

受注者は、警備員の身元、風紀及び衛生並びに規律の維持に関して、一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は、本業務に従事させてはならない。

第8 施設等の提供

1 発注者は、受注者に対し、警備員の待機室を無償で貸与する。

2 発注者は、受注者に対し、机、いす等の必要最小限度の備品類を無償で貸与することとし、その他受注者において必要とする待機室内の備品等については、発注者の承認を得た上で、受注者において整備することを認める。

ただし、受注者において整備した備品等は履行期間の末日の業務終了後に撤去しなければならない。

3 業務上必要な物品及び消耗品等は、第6の6で定める物品を除き受注者の負担とする。

4 業務上必要な電気及び水道（受注者設置の備品等にかかるものを含む。）の使用は無償とする。

5 警備員は、発注者が管理する施設内の内線電話（外線は、警察及び消防署への通報に限る。）を無償で使用するができるものとする。ただし、業務上必要な連絡に使用する場合に限る。

6 受注者は、発注者から貸与を受ける施設及びその他発注者の管理する施設について、善良なる管理者としての注意をもって使用するものとする。

第9 一般事項

1 受注者は、裁判の公平に対する国民の信頼並びに裁判所の威信及び品位の保持に努めなければならない。

2 受注者は、業務を履行するため配置する警備員に対する警備業法、労働基準法及び労働安全衛生法等の法律に規定された全ての義務を負う。

3 受注者は、警備員の業務遂行方法に関する指示を行う。ただし、緊急事態が発生した場合、その他必要な場合には、発注者の指示に従わなければならないものとする。

4 受注者は、故意又は過失により、本庁舎の建物設備、物品及び電磁的記録等に損傷又は汚損させた場合は、直ちに発注者に連絡し、受注者の責任において速やかに原状回復を図るものとする。

5 警備員の業務上の行為について、警備員が負傷し、又は死亡した場合には、直ちに発注者に通知するとともに、全て受注者の責任において対応すること。

6 本契約業務中、受注者の責に帰すべき事由により、第三者に与えた損害に対し、受注者は損害賠償の責任を負う。

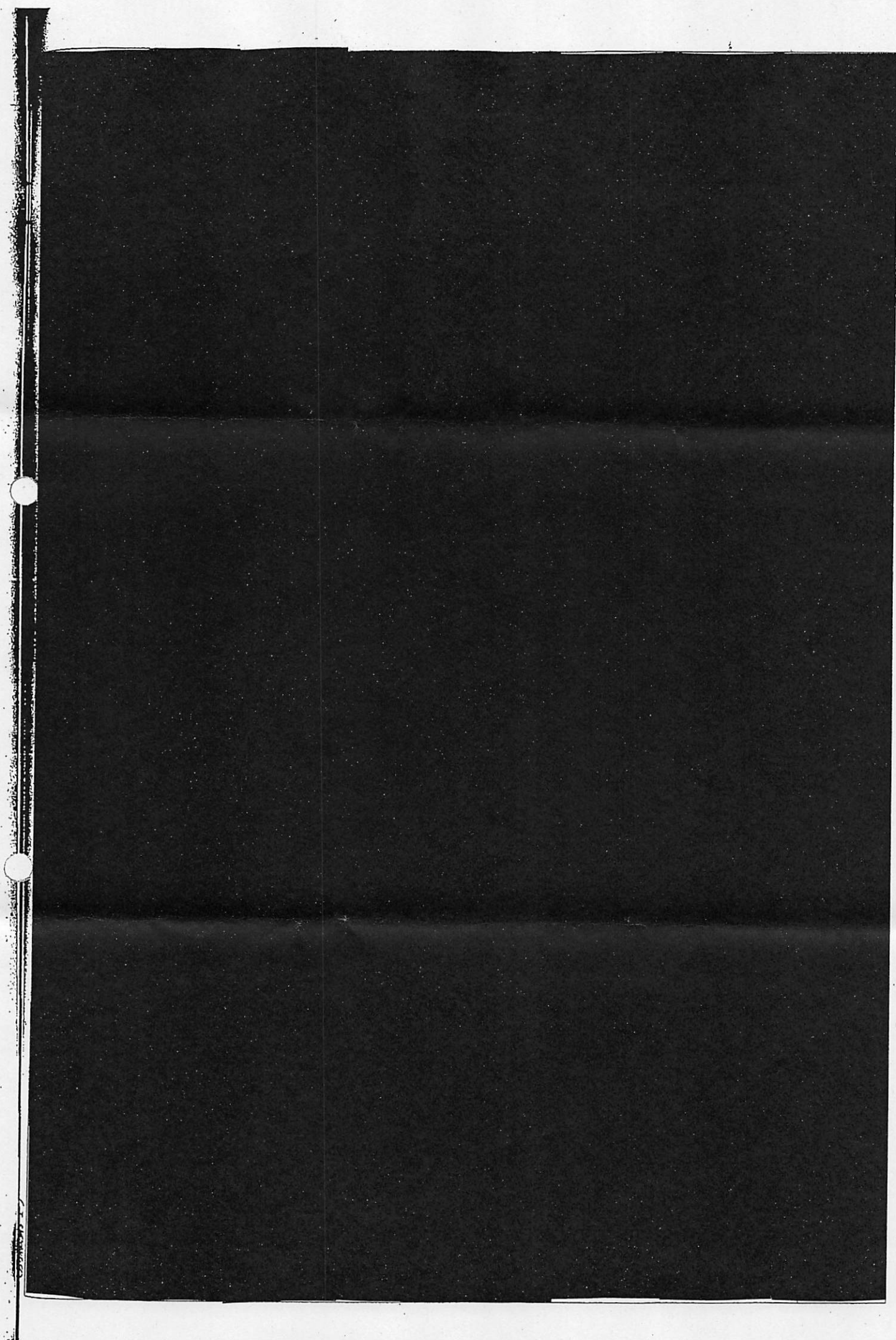
7 業務に当たり、来庁者等の第三者から苦情があった場合、受注者の業務範囲のみに該当する事項については業務責任者が対応する。

8 受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を外部に漏らし、又は本業務を実施する目的以外に使用してはならない。本契約終了後も同様とする。

9 受注者は、発注者から受領した資料等について、発注者の承諾なくして複写又は複

製してはならない。また、業務遂行に当たり不要となった場合には速やかに発注者に引き渡さなければならない。

- 10 警備員に変更がある場合は、業務開始日までに、業務を習熟するための引継ぎ及び研修等を行うこと。
- 11 受注者は、必要に応じて発注者の指示に従い、次年度の本契約の落札業者に対し、業務内容の引継ぎを確実にを行うこと。
- 12 その他本業務全般の遂行において、必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。



時間帯	資格	配置ポスト数			
		本館	別館	新館	合計
■	業務責任者 (施設警備検定資格1級)	■	■	■	■
	班長 (施設警備検定資格2級以上)				
	一般警備員				
■	業務責任者 (施設警備検定資格1級)				
	班長 (施設警備検定資格2級以上)				
	一般警備員				
■	業務責任者 (施設警備検定資格1級)				
	班長 (施設警備検定資格2級以上)				
	一般警備員				
■	業務責任者 (施設警備検定資格1級)				
	班長 (施設警備検定資格2級以上)				
	一般警備員				
■	業務責任者 (施設警備検定資格1級)				
	班長 (施設警備検定資格2級以上)				
	一般警備員				

(別紙第2)

金額表

	平成30年1月分	平成30年2月分	平成30年3月分
税抜価格	6,138,000 円	6,860,000 円	7,582,000 円
消費税	491,040 円	548,800 円	606,560 円
合計	6,629,040 円	7,408,800 円	8,188,560 円

※ 上記の金額のうち、平成30年1月分については、平成30年1月9日から31日までの代金を示すものとする。

(別紙第3)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち

に当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、契約書第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。